



長 第 01210001 号
平成 31 年 1 月 21 日

各和歌山県所管介護職員処遇改善加算
算定対象サービス事業運営事業者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

平成 31 年度介護職員処遇改善加算に係る届出について (通知)

標記について、平成 31 年度に介護職員処遇改善加算の算定を行う事業者は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容を御確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

1 提出期限

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

※平成 30 年度に加算を算定している場合であっても、引き続き平成 31 年 4 月から加算を算定するためには、上記期限までの届出が必要となります。

※平成 31 年 4 月から新たに算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。

※年度の途中から加算を算定する場合は、加算を算定しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

2 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
・ 居宅サービス ・ 介護予防サービス ・ 介護保険施設	和歌山市	和歌山市指導監査課
	和歌山市以外	各振興局健康福祉部保健福祉課 (串本支所については地域福祉課)
・ 地域密着型サービス ・ 地域密着型介護予防サービス ・ 介護予防・日常生活支援総合事業		指定を受けている市町村担当課

注 1 複数の事業所等に係る介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合であって、当該事業所等の所在地が和歌山市以外の複数の振興局圏域にまたがる場合は、主たる事業所の所在地を所管する振興局健康福祉部保健福祉課 (串本支所については地域福祉課) へ提出してください。

注 2 提出先が和歌山市指導監査課又は指定を受けている市町村担当課の場合、提出方法等の詳細は各市町村担当課にご確認ください。

注 3 県指定以外のサービスを提供している事業者の場合、指定権者ごとに提出する必要があります。詳細は各指定権者にご確認ください。

注 4 各振興局の提出先は、「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、ご確認ください。

3 提出方法

上記提出先に持参 (郵送は原則不可)

4 提出部数

2 部 (内 1 部は受付後、事業者控えとして返却します。)

ただし、施設サービス及び併設短期入所系サービスについては、下記 5 提出書類の⑦及び⑧を提出する場合、⑦及び⑧のみ 3 部提出すること。

5 提出書類 (注 1)

①介護職員処遇改善加算届出書【参考様式 1 (単一事業所用)】又は【参考様式 2 (複数事業所用)】

②介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート (平成 31 年度以降分)

③介護職員処遇改善計画書【別紙様式 2】

【裏面に続きます。】

※複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類を全て作成すること。

- ・当該計画書に記載された計画の対象となり、かつ、和歌山県が指定している介護サービス事業所等の一覧表【別紙様式2（添付書類1）】
- ・県内の指定権者（和歌山県を含む。）の一覧表【別紙様式2（添付書類2）】
- ・計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表【別紙様式2（添付書類3）】

④キャリアパス要件等に係る算定要件チェックシート（加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを算定する場合）

⑤介護職員処遇改善計画書等の周知証明【参考様式3】

⑥その他添付書類

- ・就業規則等（注2）

※賃金等に関する規程、キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則とは別に定めている場合には、就業規則と併せてそれらの規程も添付すること。

- ・労働保険に加入していることが確認できる書類（注3）
（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

⑦介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】（注4）

※新たに加算を算定する場合及び加算の届出内容（加算区分）に変更がある場合に提出してください。

⑧介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】（注4）

※新たに加算を算定する場合及び加算の届出内容（加算区分）に変更がある場合に提出してください。

注1 届出様式、添付書類等については、『きのくに介護d e ネット』内の「介護職員処遇改善加算について」に掲載していますので、御確認の上、提出書類を作成してください。

なお、県指定以外の介護保険サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業については、それぞれの指定権者で決められている所定の様式等を使用してください。

また、提出書類における年号については、すべて平成表記で記載してください。

『きのくに介護d e ネット』：<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

注2 ⑥その他添付書類のうち、就業規則等については、前年度に加算を算定し、引き続きそれに相当する区分の加算を算定しようとする場合であって、既に提出された就業規則等の内容（介護職員の処遇に関する部分に限る。）に変更がない場合は、提出不要です。ただし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅢを新たに満たす場合や就業規則等の内容（介護職員の処遇に関する部分に限る。）に変更があった場合については、必ず添付してください。キャリアパス要件の詳細については、「④キャリアパス要件等に係る算定要件チェックシート」をご覧ください。

注3 労働保険に加入していることが確認できる書類は、直近の書類を必ず添付してください。

注4 ⑦及び⑧を提出する場合、施設サービス及び併設短期入所系サービスについては、3部必要です。

<留意事項>

ア 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合は、複数の事業所等に係る「介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】」を一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、介護職員処遇改善計画書の提出はそれぞれの指定権者に対して行う必要があります。

イ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】」については、サービス毎に別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。

ウ 現在、介護職員処遇改善加算を算定している事業者が、加算算定を行わない場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】」を速やかに届けてください。

エ 平成30年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算Ⅳ及びⅤにつきましては、一定の経過措置期間終了後、廃止することとされておりますのでご留意願います。

問い合わせ先

介護サービス指導室

TEL:073-441-2527 FAX:073-441-2523